# 著作権侵害とインターネット掲示板管理者の責任

「ファンブック 罪に濡れたふたり~Kasumi~」事件・控訴審判決 東京高等裁判所 平成17年3月3日判決\*1) 「判例時報1893号126頁, 判例タイムズ1181号158頁〕

# 池田秀敏

#### はじめに

本件は、書籍の著作権者らが、当該書籍のデッドコピーがインターネット上の掲示板(「2ちゃんねる」)に無断で転載されたことにより、送信可能化権、公衆送信権が侵害されたとして、掲示板管理者に対し、送信可能化及び自動公衆送信の差し止めと損害賠償を請求した事案である。

インターネット上の掲示板管理者の責任が、著作権侵害の事案において正 面から問われたのは、私が知る限りこの事件が初めてである。また、後述す るとおり、第一審がこれらの請求をいずれも棄却したのに対し、その控訴審 にあたる本件判決は差し止めを認容し、賠償請求も一部認容している。この ように、第一審と控訴審とで判断が分かれたという点でも興味深い。

本件は掲示板管理者の責任が問題となった事案であるが、本稿では、インターネット・サービス・プロバイダー等の責任を含むいわゆる「プロバイダーの責任」全体を視野に入れながら、本判決が差止請求と損害賠償請求を認めたことの意義を検討してみたいと思う。

<sup>\*1)</sup> 本判決についての評釈等として, 岡邦俊「続・著作権の事件簿(78)」JCA ジャーナル 52巻 4 号38頁 (2005年), 森亮二「著作権者からの削除要請に応じなかった掲示板管 理者の民事責任」NBL829号35頁 (2006年)。

#### I 事案の概要と原判決

#### 1 事案の概要

本件における著作物は,『ファンブック 罪に濡れたふたり~Kasumi~』という題名の書籍であり,出版社X1(原告・控訴人)と漫画家X2(原告・控訴人)がその著作権を共有している。この書籍は,漫画家X2が著作した漫画『罪に濡れたふたり』に関連して編集されたもので,平成14年4月下旬から全国で販売が開始された。内容は漫画,小説のほか対談記事が掲載されたものであるが,本件で問題となったのは,2つの対談記事の部分である。第1のものは,漫画家X2と出版社X1の従業員である編集者A,Bに,読者代表Cを加えた対談記事で,漫画『罪に濡れたふたり』の誕生にまつわるエピソードなどが記載されている。第2の対談記事は,漫画家X2と著名な声優Dとの対談である\*2。

そして平成14年5月3日から13日までの間、Y(被告・被控訴人)が管理するインターネット上の掲示板(「2ちゃんねる」)において、匿名の第三者が、この2つの対談記事の文章を計59回に分ける方法で転載する書き込みを行った。

そこで出版社X1の従業員である雑誌編集長Eは、平成14年5月9日、ファクシミリを本件掲示板管理者Yに送付し、著作権侵害を警告したうえで当該書き込みの削除を要請した。なお、このファクシミリには、出版社名とEの肩書、電話とファックスの番号が記されており、また「小社刊の『ファンブック 罪に濡れたふたり $\sim$ Kasumi $\sim$ 』の18ページにわたる座談会ページの全文が公開されており、これは明らかに著作権侵害ですので、すみやかに削除をお願いいたします」と記されていた。

雑誌編集長Eは5月10日にも同趣旨の電子メールを送付したが、これに対

<sup>\*2</sup>)第1審の認定によれば,編集者A,BはX1の従業員として職務上対談を行ったものであり,また,読者代表Cと声優Dは,自らの発言部分に関する著作権をX1に譲渡している。

#### 池田秀敏

して、本件掲示板管理者 Y は、5 月12日「削除依頼板におねがいします。\*3)」とのみ記載された電子メールを雑誌編集長 E に返信した。 E は、E の返信に応じるかたちで13日にも対処を要請する電子メールを Y に送信しているが、Y からは前回と同文の返信があったのみであった。

なお、第1の対談記事が転載される直前の書き込みには、「ファンブックの対談うぶします\*4)。結構な量になるので、一気に全部ではなく何回かにわけます。」との記載がある。また、第2の対談記事の冒頭には「対談うぶ続きです。ファンブックで脱字?と思われる箇所がいくつかあったのですが、そのままうぶします。」との書き込みがあるほか、これに応じて「ほんとにありがとう。これ書き写すだけで大変だろうに……。」との書き込みをした者もいた。

このような経過の後、著作権者である出版社 X 1 と漫画家 X 2 が、本件掲示板管理者 Y に対し、送信可能化及び自動公衆送信の差止めと損害賠償を求める訴えを提起するに至った。

2 原判決・東京地方裁判所平成16年3月11日判決\*5)

〔判例時報1893号131頁,判例タイムズ1181号163頁〕

本件原判決は、著作権者X1、X2の請求をいずれも棄却した。主な争点に関する判断は次のとおりである\*6)。

<sup>\*3)</sup> 本件掲示板「2ちゃんねる」では、ボランティアの削除人と称する者が問題のある書き込みを削除する活動を行っている。「削除依頼板」に削除依頼があると、この削除人が依頼内容を判断し、削除するかどうかの決定することになっている。

<sup>\*4) 「</sup>UP」(Upload) が故意に「うぷ」と表記されている。要するに書き込みをすると の意。

<sup>\*5)</sup> 原判決の判例評釈等として、山本隆司「山本隆司「「2ちゃんねる」著作権侵害差止等請求事件」コピライト2004年8月号20頁(2004年)、岡邦俊「続・著作権の事件簿(72) JCA ジャーナル51巻10号50頁(2004年)、町村康貴「2ちゃんねる管理者の削除義務および損害賠償義務の成否が問われた事例|南山法学28巻4号149頁(2005年)。

<sup>\*6)</sup> 本件掲示板管理者Yからは、著作権法32条の引用にあたるとの主張がなされていたが、当該争点についての記述と検討は割愛する。

#### (1) 差止請求について

原判決は、著作権に基づく差止請求に関する著作権法112条1項について、「同条に規定する差止請求の相手方は、現に侵害行為を行う主体となっているか、あるいは侵害行為を主体として行うおそれのある者に限られると解するのが相当である」との解釈論を述べている。

その理由として原判決は、まず、所有権に基づく妨害排除請求権が、現に権利侵害を生じさせている事実を支配内に収めている者を相手方として行使うるものと解されていることをあげている。また、著作権法が特許法101条のような明文規定を欠くことに触れ、「著作権について、このような規定を要するまでもなく、権利侵害を教唆、幇助し、あるいはその手段を提供する行為に対して、一般的に差止請求権を行使しうるものと解することは、不法行為を理由とする差止請求が一般的に許されていないことと矛盾するだけでなく、差止請求の相手方が無制限にひろがっていくおそれもあり、ひいては、自由な表現活動を脅かす結果を招きかねないものであって、到底、採用できないものである。」とも述べている。

そして原判決は、本件における権利侵害の主体は書き込みを行った者であって、本件掲示板管理者Yではないとし、Yに対する差止請求はできないものと結論づけた。

もっとも原判決は、「発言者からの削除要請があるにもかかわらず、こと さら電子掲示板の設置者が、この要請を拒絶して書き込みを放置していたよ うな場合には、電子掲示板の設置者自身が著作権侵害の主体と観念され」る ことから、例外的に差止請求が認められる場合があり得ることは認めている (ただし、本件ではそのような事情は存在しないと判断されている)。

#### (2) 損害賠償請求について

ここでも原判決は、「電子掲示板開設者等自身が当該情報の送信主体となっていると認められるような例外的な場合を除いて、特段の事情のない限り、送信可能化又は自動公衆送信の防止のために必要な措置を講ずべき作為義務を負うものではない」との見解を述べている。

そして本件では、X1の従業員である雑誌編集長Eによる削除要請があっただけでは、本件掲示板管理者Yにおいて権利侵害の事実を知ることはできず、削除等の措置を講ずべき「特段の事情」があったとは言えないとしてYにおける作為義務を否定する判断を示した。

なお原判決は、雑誌編集長Eによる電子メール等だけでは、真正な著作権者からの申告かどうかも明らかではなく、具体的に著作物の内容を示したうえでどの部分が著作権侵害かを特定するものではなかったと指摘している。この程度では、「判断を誤って過剰に発言を削除した場合には、かえって、書き込みをした者から非難されるおそれ」があり、「自由な表現活動を保障する観点から他人の表現行為について第三者が介入することには慎重さが求められる」ことから、「特段の事情」は認められないとするとの判断であった。

### II 判旨

本判決は,原判決を変更したうえ,差止請求を認容し,また損害賠償請求 も一部認容した(確定)。

理由は以下のとおりである。

本判決は、まず、「自己が提供し発言削除についての最終権限を有する掲示板の運営者は、これに書き込まれた発言が著作権侵害(公衆送信権の侵害)に当たるときには、そのような発言の提供の場を設けた者として、その侵害行為を放置している場合には、その侵害態様、著作権者からの申入れの態様、さらには発言者の対応いかんによっては、その放置自体が著作権侵害行為と評価すべき場合もあるというべきである。」との見解を著作権侵害に関する判断の冒頭で示している。

また,一般に掲示板管理者には,「著作権侵害となるような書き込みをしないよう,適切な注意事項を適宜な方法で案内するなどの事前の対策」を講じるべき義務や,「著作権者等から著作権侵害の事実の指摘を受けた場合には,可能ならば発言者に対してその点に関する照会をし,更には,著作権侵

害であることが極めて明白なときには当該発言を直ちに削除するなど,速やかにこれに対処すべき」義務があるとも述べており,一般に掲示板管理者には事前・事後の対策を講ずべき義務があるとの見解を示している。

そして本判決は、本件書き込みは「デッドコピーとして著作権侵害になるものであることを容易に理解し得たもの」であって、「著作権侵害は、本件各発言の記載自体から極めて容易に認識し得た態様のもの」であったこと、また、著作物がデジタル情報としてインターネット上に流通してしまうという「明白で、かつ、深刻な態様の著作権侵害」が生じたことを指摘し、それらのことから、Yには対策を講じるべき義務があったとした。そのうえで本判決は、Yは「通知に対し、発言者に対する照会すらせず、何らの是正措置を取らなかったのであるから、故意又は過失により著作権侵害に加担していたものといわざるを得ない」との判断を示している。

したがって、Yは「著作権法112条にいう『著作者、著作権者、出版権者 ……を侵害する者又は侵害するおそれがある者』に該当し、著作権者である 控訴人らが被った損害を賠償する不法行為責任があるものというべきである」と本判決は結論づけたものである。さらに本判決は、差止の必要性も明らかであり、差止請求にも理由があるとした。

#### III 検討

- 1「プロバイダーの責任」の諸類型
- (1) 特定電気通信役務提供者と「プロバイダー」

本判決はいわゆる「プロバイダーの責任」を巡る議論の中に位置づけられる判例であるが、その本題に入る前に、本稿で使用する用語やインターネット上で想定される紛争の典型的なモデルについて前置きをしておきたい。

もともと「プロバイダー」という用語は、インターネットへの接続サービスを提供する通信事業者であるインターネット・サービス・プロバイダー (ISP) を指すものとして一般化したものである。ところが、プロバイダー 責任制限法の施行後、本件当事者のような掲示板管理者も「プロバイダー」

と呼ばれるようになり、ISP と掲示板管理者が明確に区別されることなく、一括して「プロバイダーの責任」というテーマの中で論じられる傾向が強まりつつあるように思われる $^{*7}$ 。

すなわち、プロバイダー責任制限法2条3号の「特定電気通信役務提供者」は、インターネット上で「他人の通信を媒介」し、その他「他人の通信の用に供する者」と定義されており、本件のような掲示板管理者もこれに含まれる\*\*。掲示板管理者も、他人の書き込みによる情報発信というインターネット上の通信のため、掲示板というシステムを提供していることになるからである。また、インターネットへの接続サービスを扱わず、もっぱらホスティングサービスやレンタルサーバーと呼ばれるサービスのみを提供する事業者も、この「特定電気通信役務提供者」に含まれることになる。そのため、こうしたプロバイダー責任制限法上の「特定電気通信役務提供者」に該当する者を総称して「プロバイダー」あるいは「プロバイダー等」と呼ぶことが多くなってきたわけである。

しかし、同じ「特定電気通信役務提供者」と言っても、ISP と掲示板管理者とでは、発信者や権利侵害を被った者といった他の当事者との法律上の関係は異なるし、とくに本件において問題となった削除義務との関連では、発信者との間の契約関係における相違点を考慮する必要があると考える。

本来,「特定電気通信役務提供者」の不法行為等による民事上の責任は, 基本的には民法その他の法令を根拠として発生し,また内容が決定されるも のである。プロバイダー責任制限法は,「特定電気通信役務提供者」につい て,一定の場合には民事責任が生じない旨を規定したものであって,不法行

<sup>\*\*\*</sup> 例えば、堀部政男編『インターネット社会と法[第2版]』255頁以下では、「著作権 侵害と ISP の法的責任」との見出しの下で、「プロバイダー等の責任」が論じられ、 掲示板管理者の責任に関する本判決が紹介されている。

<sup>\*8)</sup> 大村真一・大須賀寛之・田村普「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の概要」NBL730号28頁(2002年),総務省『特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 - 逐条解説-』5頁(2002年)

為に関する積極的成立要件や効果を定めているわけではない\*<sup>9</sup>。したがって,「特定電気通信役務提供者」の類型の違いによって,不法行為等の民事 責任の積極的成立要件や効果が異なっていてもよいと考えるべきである。

本件のような掲示板管理者の責任を論じるにあたって、何の断りもなく「プロバイダーの責任」という用語を用いて論じるとすれば、誤解と混乱を招くおそれがあると思う。

### (2) 想定される紛争の典型的なモデル

そこで本稿では、紛争の典型的なモデルを2通り想定し、用語上の区分を ある程度明確にしたうえで検討を進めて行きたい。

まず、典型的なモデルの1つは、本件のように、掲示板にその管理者以外の者によって違法な情報が書き込まれる場合である。その発信情報が第三者の権利侵害に該当し、権利侵害を受けた第三者が掲示板管理者の責任を追及する場合を想定する。

そしてもう一つは、ISPやホスティング事業者と契約を結んだ契約者が、それらの事業者からサービス提供を受けたウェブサイトにおいて、違法な情報を掲載してしまう場合である。ここでもやはり、それが第三者の権利侵害となり、ISPやホスティング事業者の責任が問われる場合を想定する。

このような2つのモデルを想定するのは、私の問題意識の中心に、掲示板管理者とISPとでは、発信者との法律上の関係からみると、責任のあり方が異なるのではないかという考えがあるからである。そして、両者の責任のあり方を異にする主な要因は、発信者との間の契約の有無であると考えている。そのため、一般に発信者との間に契約関係があることを前提にしつつ発信停止措置を行う立場にあるISPと、そうした契約関係のない掲示板管理者とを分けて論じようという意図の下、このような区分を設けたものである。

このような区分を明確化するため、本稿では、本件の当事者のように掲示板を運用する者を「掲示板管理者」と呼び、これを単に「プロバイダー」と

<sup>\*\*)</sup> 松本恒雄「ネット上の権利侵害とプロバイダー責任制限法」自由と正義53巻6号62頁 (2002年)

呼ぶことを回避することとする。また、インターネット接続サービスを提供する一般的なプロバイダーであるインターネット・サービス・プロバイダーを「ISP」と呼び(ここでも「プロバイダー」との用語は避ける)、ホスティングサービスを提供する事業者を「ホスティング事業者」と呼ぶ。そして、ISPとホスティング事業者を含む電気通信事業者を「インターネット事業者」と呼ぶこととする。

もっとも、ISP が同時に掲示板管理者であり、ホスティング事業者であることもあるため、このような区分はあくまで相対的なものである\*10°。要は、権利侵害となる通信を行った発信者との間の契約関係の有無や、問題が生じたサービス内容からみて、上記2つのモデルのうち、どちらのモデルに当てはめて議論するのが相応しいかである。地位を兼ねる者については、そのような観点から、その都度、ISP なり掲示板管理者なりの用語を当てはめて行くことになるだろう。

- 2 間接的な著作権侵害者に対する差止請求の可否
- (1) 差止請求の問題点

さて本判決は、本件掲示板の管理者であるYに対し、該当する書き込み部分の送信可能化及び自動公衆送信の差し止めを認容した。これが本判決の最大の意義であり、同時に問題点でもある。

この点については、本件原判決が述べるように、掲示板管理者やインターネット事業者に対する差止請求を認めるには困難な問題がある。請求を認める立場をとるにしても、その理論構成には議論のあるところであるから\*11,まず、この論点に関する考え方を述べておこう。

言うまでもなく、掲示板に書き込み等を行っているのは発言者であるから、

<sup>\*10)</sup> なお,本件当事者である掲示板管理者の関連会社は,2003年5月から無料の接続サービス事業(2チャンネルプロバイダー)を行っている。

掲示板管理者は基本的に掲示板という発言の場を提供しているだけであって、直接的な権利侵害行為を行っているものではない。そのため、差止請求を認めるにあたっては、理論上の問題があるわけであるが、その点については、差止請求を否定した原判決がある程度詳細に述べており、ここでは繰り返さない。ただ、間接的な侵害行為に対する差止請求を認めた場合、その相手方が無制限に広がり、自由な表現活動を脅かすおそれがある点については、とくに留意しなければならないと考える\*12)。

しかし一方で、特許法101条のような間接侵害に関する明文を著作権法が 欠いているとはいえ、権利侵害が明々白々であるにもかかわらず、差止が全 く認められないという結論には疑問を抱かざるを得ない\*<sup>13</sup>。無制限な差止 請求に拡大せぬよう配慮しつつ、例外的な場合には差止請求を認める方向で の検討が必要であろう。

#### (2) 侵害事実の認識と作為義務

通常この種の事案は、著作権者側からの、掲示板管理者またはインターネット事業者への著作権侵害事実の通告がなされ、通告を受けた掲示板管理者などが事実を認識するというプロセスを辿る。そこで、こうした「通告」や「認識」を起点として、それ以降、あるいは相当期間経過後には差止請求における作為義務が認められるのだとする理論付けの方向も考えられるところである。

しかし, そうした「認識」を問題にすることは適当ではないと考える。 そもそも, 差止請求の可否の判断において, 認識を問題にすることに意味

<sup>\*12)</sup> 考えようによっては、インターネット全体が権利侵害に寄与しているとも言える。いったんインターネットに情報が流通し始めると、コピーが繰り返され続け、権利侵害が止まないということがあり得る。そうした状況を踏まえるなら、権利侵害を止めるためにはインターネットへの接続を一斉に全停止するのが唯一の手段となるはずである。しかし、それはインターネット自体の否定になってしまう。

<sup>\*13)</sup> 前掲・町村康貴172頁は、「プロバイダの条理上の削除義務は例外的で、かつ削除すべきかどうかが明確に認識可能な場合に限られるべき」としつつも、差止請求権を全く否定してしまうことには賛成できないとしている。

があるとは思えない。任意による裁判外の削除等の措置がなされないとすれば、当然、訴訟において差止請求がなされることになるが、その場合、被告となった掲示板管理者等は、少なくとも口頭弁論終結時までには事実関係を相当程度認識することになるはずである。そのため、過去における認識の有無を事実認定する実益はない。また、認識だけでなく、さらに送信防止措置が可能な場合であるという要件を加重したとしても\*14)、通常、原告は防止措置が可能な相手を被告とするであろうから、それも実際には意味をなさない。

要するに、こうしたプロセス上の事実や防止措置の可能性のような要素を問題にしたとしても、訴訟における判断がなされるという現実を前提にすると、あまり意味がないのである。結局、最終的には著作権侵害がどれだけ明白であるかが決め手になってしまうのではなかろうか。

また、「認識」の時点から作為義務が発生するとすれば、理論上はその時点から不法行為に基づく賠償責任が発生するとの結論に結びつくことになる。しかし、事実関係を認識したとしても、措置を実行に移すまでには、判断に必要な最低限の時間が必要である\*15)。

本件掲示板管理者Yはさておき、一般にはこの種の法律問題に即断できる能力を備えた掲示板管理者はほとんどいないと考えた方がよい。小規模な掲示板の個人管理者が法律相談の予約をとっている間に作為義務が発生し、損害賠償義務等の責任が発生するといった理論を採用すべきではない。また、インターネット事業者であれば、契約関係にある発信者に対し、自らの契約上の債務たるサービスを停止するのであるから、事前に然るべき手続き踏むべきであり、そうした時間が不可欠である。

このような問題を考えると,「認識」をもって作為義務を肯定する起点と

<sup>\*14)</sup> 高橋和之・松井茂紀編『インターネットと法「第3版]』(有斐閣) 243頁

<sup>\*15)</sup> ある時点以降は「可能な限り速やかに」措置を講ずべきとするものとして、田村善之「インターネット上の著作権侵害とプロヴァイダーの責任」ジュリスト1171号71頁 (2000年)。

することには様々な弊害があると言わざるを得ない。

#### (3) 条理上の作為義務

ではそもそも、本件原判決が指摘した様々な問題があるにもかかわらず、 私たちを差止請求の肯定へと導くものは何であろうか。

それは、その掲示板管理者が管理下に置くサーバーから、著作物のコピーがインターネットを通じて次々に拡散して行くという状況が生じていてもなお、法律上それを止められないという結論に対する強い疑念である。また、掲示板管理者が削除等の措置を行ったとしても、当該管理者に不利益が生じることはあまり考えられず、一方で明白かつ重大な著作権侵害が生じており、しかも、そのような権利侵害状況が訴訟上認定されているというのに、それでも差止が認められないとすれば、それは条理に反すると私たちは考えるのではなかろうか。

条理上の作為義務は、まさにそのような理由から認められるものである。 そして、著作権112条の差止請求権は、もともと故意過失を問うものではないのであるから、掲示板管理者等の「認識」といった要素を問題にすることなく、訴訟上の証拠調べの結果として認定できた客観的な権利侵害の状況、すなわちその明白さや深刻さから条理上の作為義務の有無を判断すればよいのではなかろうか。

そこで私は、裁判上の証拠調べの結果として、重大で明白な著作権侵害が 認められ、かつ掲示板管理者側に削除等の措置を実行するにあたり、何ら障 害となる事由がないと認められるのであれば、例外的に差止請求も認められ ると考える。

なおここで、何ら障害となる事由がない場合と述べたが、ここでの事由に は、機械装置上の技術的な障害だけではなく、法律上の障害事由がないこと を含む趣旨である(この点は後に詳述する)。

- 3 インターネット事業者と掲示板管理者の相違点
- (1) 発言者との関係

次に、インターネット事業者と、本件当事者のような掲示板管理者との相違点を指摘しておきたい。私がとくに着目しているのは、契約関係の有無であり、この差異に着目した検討がなされるべきと考えている。前記III1で2つのモデルが想定されるべきことを述べたが、ここでもう一度整理すると、次のような点が指摘できる。

すなわち,一般に掲示板管理者の場合,自己が運用する掲示板に書き込んで来る発信者との間には,何ら契約関係が存しないのが通常である。

一方、ISPやホスティング事業者のようなインターネット事業者の場合、権利侵害を行った発信者が、当該事業者と直接的な契約関係にある場合がある。例えば、ISPが契約者にホームページが開設できるサービスを提供する例は多いが、契約者がホームページ上で権利侵害となる情報を発信させた場合がその典型例である。あるいは、ホスティング事業者が提供するサーバー上に、その契約者が権利侵害となる情報をアップロードし、その情報が公開されるという状況が考えられる。

また、契約者自身が情報の直接的な発信者ではなく、契約者が運用する掲示板等に第三者が権利侵害となる情報を書き込む場合のような権利侵害の形態もあり得る。このような場合も、インターネット事業者としては、削除等の措置を行うことは、自ら提供するサービスの一部に制限を加えることになるのであるから、基本的には契約関係のある状況として捉えるべきと考える。(2) インターネット事業者と発信者との間の契約関係

このようにインターネット事業者は、契約者による情報発信に

このようにインターネット事業者は、契約者による情報発信に関わるサービスを、契約上の債務の履行として提供する立場にある。

そのため、インターネット事業者が契約者による情報発信を止める行為、 例えば契約者が開設したホームページを削除する行為は、本来的な債務の履 行に反する行為であると位置づけることができる。

また, そのようなサービス提供を行うにあたっては, 付随義務として, 契約者に対する一定の保護義務や説明義務を負う場合が考えられる。

付随義務に関するこれまでの議論においては、いわゆるパソコン通信にお

ける通信事業者の「被害者」側に対する契約上の安全配慮義務が論じられてきた\*<sup>16)</sup>。しかし今日では、パソコン通信のようなサービス形態は例外の部類であり、インターネット事業者との契約関係が問題になるのはむしろ「加害者」側である。そのため、安全配慮義務とは全く異なる観点からの議論が必要となるが、「加害者」側であるから保護義務等を考える必要はないといった短絡的な結論を導くべきではない。

インターネット事業者は、「被害者」側から契約者による権利侵害があったとのクレームを受けた場合、何らかの措置を講ずべき義務が肯定されるのだとすれば、そのような措置を行う前提として、権利侵害の有無や当該契約者が真に加害者であるか否かの判断をしなければならない。その判断をするにあたっては、インターネット事業者には契約当事者としての善管注意義務のレベルに相当する注意義務が認められると考えられる。より具体的に言えば、例えば、「被害者」側からの損害賠償請求をおそれるあまり、十分な証拠が揃っていないのに削除要求に応えてしまうようなことはあってはならない、ということである。また、削除等の措置を行った際には、その理由等を説明すべき契約上の責任があると言うべきである。

なお、インターネット事業者の場合には、契約者との契約において、削除等の措置を行うことができる自らの権限を約款上規定する場合がほとんどであろう。しかし、合理的な理由を欠く削除等の措置は、権限の濫用となり、債務不履行責任を生じさせる場合があると考えられる\*<sup>17</sup>)。

こうしてみると、インターネット事業者においては、たとえそれが権利侵

<sup>\*16)</sup> ニフティサーブ・現代フォーラム事件の第1審判決(東京地方裁判所平成9年5月26日判決・判時1610号22頁、判タ947号125頁)では、通信事業者の契約者に対する安全配慮義務の存在は否定された。しかし、この事件で争点となっていた安全配慮義務の内容は原告が主張した常時監視義務であって、通信事業者が適切な措置をとるべき安全配慮義務の存在までが否定されたものではないとみるべきであろう(新美育文「パソコン通信での名誉毀損」法学教室205号73頁・1997年)。

<sup>\*17)</sup> 消費者契約法の不当条項規制を考慮する必要があるとの指摘もある(松本恒雄「違法情報についてのプロバイダーの民事責任|ジュリスト1215号113頁・2002年)。

害行為を止める目的のものであったとしても,契約者の情報発信を止める行 為には,契約上の障害があることがわかる。

さらには、表現の自由の保障(憲法21条)という憲法上の要請から課された責務が、インターネット事業者にはある。例えば電気通信事業法3条が定める検閲の禁止は、そうした憲法上の要請から定められたインターネット事業者の責務の典型である。すなわち、インターネットは、今や国民にとって重要不可欠な通信手段であり、かつ表現の手段であるが、国民の誰もがインターネットへの接続可能な技術と設備を有しているわけではなく、インターネット事業者による専門的なサービス提供なしにはインターネットを利用することができない。インターネットの国民による利用を技術的に支える立場にある者として、通信事業者は、国民における表現の自由を実現する意味で重要な役割を担っている。それゆえ通信事業者は、情報の自由な流通を保障し、表現の自由を尊重すべき責務を負っていると考えられる。

したがって、インターネット事業者が契約者の情報発信を止める行為は、 憲法上の価値を守るという観点からみても、謙抑的でなければならないと言 える\*<sup>18</sup>。

### (3) 掲示板管理者と発信者との関係

一方で、掲示板管理者と発信者との間には、とくに契約によって結びつけられた関係は通常はあり得ない。

むろん、書き込みをして来る発信者は、掲示板管理者の立場からみて全く 見ず知らずの者ばかりとは限らない。むしろ知人が含まれているのが通常で あろうし、中には、雇用や商取引に関わる何らかの契約関係にある当事者が 書き込みをすることもあるであろう。しかし、その書き込みによる第三者へ の権利侵害と、そのような契約関係とが関連性をもつことは希であろう。

例外的に、ISP 自身が掲示板を運用し、その掲示板を契約者以外にも開放 しているような場合には、発信者の中に、契約者とそれ以外の契約関係のな

<sup>\*18)</sup> プロバイダーの責任における表現の自由と著作権との調整の問題については、松井茂記『インターネットの憲法学』岩波書店245頁以下(2002年)。

い者とが混在することがあり得る。ただし、契約者が掲示板に書き込みを行っているとしても、それは ISP との契約に基づいて書き込みを行っているわけではなく、また匿名による発言が一般と考えられるため、権利侵害情報の削除が問題になる場合には、基本的には契約外の関係と捉えてよいであろう\*19。

このような契約関係のない掲示板管理者と発信者との間の法律関係においては,前述のような保護義務や憲法上の要請から来る責務といった考え方を, そのまま持ち込むことができないことは明らかである。

もっとも、このような当事者間においても、債務不履行責任の問題は通常生じないものの、発信情報の削除によって発信者に損害が生じるようなことがあったような場合には、理論的に不法行為責任が生じることはあり得る。しかし、このような場合において不法行為責任の成否を判断するにあたっては、無償寄託における受寄者の注意義務に準じて(民法659条)、「自己の財産に対するのと同一の注意」を過失の基準とすべきである\*20。基本的に軽度の責任しか負わないと考えるべきであろう。

そもそもインターネット上の掲示板においては、発信者による書き込み等がネット上で半永続的に閲覧可能な状態に置かれるという保障はないのではなかろうか\*<sup>21)</sup>。掲示板が閉鎖されるといった事象はまさに日常茶飯事と言うべきであり、それに伴い、多数の書き込み等が、発信者に何の断りもなく消去されているという現実がある。掲示板管理者は、掲示板を設置し、書き込み等を誘引しているとはいえ、書き込み等を行った発信者に対し、少なくとも永続的な維持という意味では、当該情報の発信の継続を保障する意思は

<sup>\*19)</sup> ただし、プロバイダー責任制限法4条1項に基づく発信者情報の開示請求に関しては、インターネット事業者による発信者情報の取得が契約関係に基づくものであるため、 事業者の契約者に対する保護義務を考慮に入れる必要がある。

<sup>\*20)</sup> 加藤雅信『現代不法行為法学の展開』(有斐閣) 252頁参照。

<sup>\*21)</sup> 掲示板のシステムによっては、管理者が書き込み内容を事前に確認したうえで公開するといった手順を設けているものもある。そのようなシステムにおいては、管理者が最初から非公開にすべきと判断すると、書き込みを行った発信者の情報が全く公開されないで終わる場合もある。

なかろうし、また、発信者もそのような期待をもたないのが通常である。

そうしてみると、掲示板上の書き込み等の発信情報に関する削除権限は、一般には掲示板管理者に委ねられているとみるべきである。このような掲示板の性格を考えると、管理者による削除等の措置について不法行為責任が成立し得るとしても、それは掲示板管理者が合理的理由もなくことさらに特定の人物の書き込みのみを削除するとか、書き込み内容を改変してしまうといった、積極的な加害行為が認められる例外的事案に限られることになるのではなかろうか\*22)。

- 4 インターネット事業者や掲示板管理者における作為義務の検討
- (1) 責任の前提としての作為義務

では、発信者と掲示板管理者、あるいは発信者とインターネット事業者との間の関係は、権利侵害を受けた著作権者との関係でも意味をもってくるのだろうか。著作権者側からみれば、それは「加害者」側の内部関係とでも言うべき問題であるが、差止請求であれ損害賠償請求であれ、前提として掲示板管理者やインターネット事業者の作為義務が認められなければならない以上、作為義務の存否や内容を吟味するうえで、そのような内部関係も考慮に入れるべきと考える。

前述のとおり、掲示板管理者やインターネット事業者は、権利侵害の直接 的な行為者ではない以上、差止請求は条理上の作為義務が例外的に認められ る場合に限って認められるべきである。また、不法行為に基づく損害賠償請 求についても、削除等の措置をとらなかったという不作為による責任を問う ものである以上、作為義務が認められなければ請求権は成立しない\*<sup>23</sup>。そ

<sup>\*22)</sup> この点,いわゆるパソコン通信における電子会議室(フォーラム,パティオなど)では、シスオペと呼ばれる管理者による発言の削除が問題になるが、本件のような掲示板とは法律関係を異にする。電子会議室では、発言は通信事業者と会員契約を結んだ会員に限られるため、契約関係の存在が前提となる(なお、シスオペは通信事業者の履行補助者とみることができる)。

<sup>\*23)</sup> 加藤一郎編『注釈民法(19)債権(10)』有斐閣35頁 (1965年)

して,このような作為義務の存否,内容については,差止請求の場合と損害 賠償請求の場合とでは異なっていて然るべきと考える。

### (2) 差止請求における作為義務

そこでまず, 差止請求における作為義務について考えてみる。

先に、差止請求が認められるには、削除等の措置を実行するにあたり、何ら障害となる事由がないと認められる場合でなければならないと述べたが、インターネット事業者と発信者との間の契約関係は、作為義務を肯定するにあたっての障害となり得る法律関係と言える。

インターネット事業者は、発信者との間の契約上の債務として、インターネット通信に関わるサービスを提供しているのであり、また、そのサービスは、発信者における表現の自由の保障を実現する手段でもある。作為義務が肯定されるには、このような法律関係を打ち破るに足りる十分な理由が必要と言うべきであろう。

一方、掲示板管理者と発信者との間にはそのような関係はなく、前述のとおり、原則として削除権限は管理者側がもっているものと考えられる。そのため、削除義務の肯定の障害となる事由は当然には存在していないことになる。そのため、本件のような掲示板管理者の場合には、差止が比較的認められやすかったと言える。本判決が、本件掲示板管理者が「発言削除についての最終権限を有する」ことに触れていることは、注目してよいだろう。

私は、本判決が差止請求を認めたことには、本件事案における判断としては賛成であるが、本判決の意義は、このような文脈のもとで理解すべきものと考える。

もっとも、例外的にしか差止が認められない、つまりは原則としては認められないというルールの中に、ある程度、発信者とインターネット事業者との間の内部関係による制約は織り込み済みとも言えなくはない。そのため実際には、明白な著作権侵害が認められるか否かで結論が決せられる場合が多いであろう。その意味では、そのような制約のない掲示板管理者の場合との差異は出にくいとも言える。しかし、ここでは、発信者が訴訟に直接参加し

ていない状況が通常であろうから、著作権者とインターネット事業者との間 の訴訟において、発信者の発信情報が差止められるという状況が生まれてし まうことに留意すべきである。つまり、発信者による反論が十分になされな いという限界があるということである。

そうだとすると、インターネット事業者に対する差止請求が認められるための明白な著作権侵害とは、直接の発信者からの反論がおよそ想定できないという意味での明白性を含むものだと考える。つまり、より高度な明白性が求められると言うべきであろう。

#### (3) 損害賠償請求における作為義務

次に、不作為による不法行為が成立する前提としての作為義務については どうだろうか。この点、著作権侵害の事実への認識によってただちに、作為 義務が発生すると考えるべきでないことは、差止請求の検討の際に前述した とおりである。

確かに、プロバイダー責任制限法3条1項は、権利侵害を「知っていたとき」あるいは「知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき」でなければ責任を負わない旨を規定している。しかし、これは責任根拠規定ではなく、免責される場合を規定したものである。「知っていたこと」が直ちに作為義務の肯定に結びつくわけではなく、いかなる場合に責任を負うかは別に検討されるべき事項である。

インターネット事業者であれば、契約者による情報発信を止めるという行為は自らの債務の履行責任に反する行為に該当するのであるから、契約上の要請として慎重な判断が求められる。発信者は契約関係によって結ばれた相手なのであるから、第三者からのクレームを鵜呑みにするのではなく、最終的に削除等の措置を講じるにしても、一定の手続を踏むべきである\*24)。主

<sup>\*24)</sup> 権利侵害が認められると判断され、削除等の措置を行う場合でも、できれば当該発信者に対し、その旨事前に通知し、反論を聴取するといった確認作業を行うのが望ましい。ただし、そのような措置は、後記のガイドラインが必須の手続として要求しているものではない。

要な ISP をはじめとする多くのインターネット事業者は、実務上、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会が作成した「プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン」\*25)に基づいて削除等の措置を行っているところであるが、そのようなガイドラインが要求する条件が整うまでは、一目瞭然に権利侵害等が認識でき、措置に緊急を要する場合は別として、作為義務は原則として発生しないと考えるべきである。

また、掲示板管理者の場合には、そうした契約上の要請がないことになるが、一般には別の意味で、一定の猶予期間が設けられなければならない。すなわち、掲示板管理者のほとんどは、小規模な掲示板を運用する素人の管理者であって、他にフルタイムの職業をもっていることもあろうし、掲示板において生じた法律上の問題について、迅速な判断と行動を求めるのは非現実的である。専門家にアドバイスを求めるために必要な時間や判断を決するに必要な時間が必要と言うべきである。

以上は、一定期間の経過という時間的要素を検討したわけであるが、不法 行為上の作為義務を肯定するにあたっては、さらに掲示板管理者やインター ネット事業者がどのようにして権利侵害を認識し、著作権者や発信者にどの ような応対をしてきたかという過去のプロセス全体を評価することになろう。 そして、掲示板管理者等において、通常であれば権利侵害の実態が理解でき、 違法情報の削除等の措置を行うのが当然と認められる状況に至ったものと認 められはじめて、作為義務が発生するものと考える。

なお、その意味で、著作権者側からの積極的な著作権侵害に関わる証明活動や働きかけは不可欠と考えられるが、この点については次項で検討する。

# (4) 新たな判決スタイルの可能性

以上のような作為義務の内容をみてみると、差止における作為義務は、主 に判断の時点における著作権侵害の明白性という点にかかっているのに対し、 不法行為における作為義務は、過去のプロセス全体から判断されるべきもの であると言える。

<sup>\*25)</sup> http://www.telesa.or.jp/guideline/pdf/provider-031111-1.pdf

そうしてみると、掲示板管理者等が、それまで削除等の措置を実行しなかったことはやむを得ず、不法行為は成立しないと判断される一方で、証拠調べを尽くした後の現時点における客観的な事実としてみれば、著作権侵害は明らかであるから差止請求は容認できる、という判断もあり得るのではなかろうか\*26。

このような判決のスタイルは、差止請求は例外的にしか認められないという理解からすると、奇異な印象を受けるかも知れない。しかし、作為義務の判断を別個にするのであれば、判断が分かれてもおかしくはない。また、このようなスタイルの判決は、掲示板管理者等の負担を軽減しつつ著作権侵害の拡大を阻止できるという意味で、極めて現実的な解決方法とも言えよう。

- 5 著作権者による証明・協力について
- (1) ガイドラインと本判決

ところで,前述の「プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン」では, 著作権侵害を理由とする削除要請については,申出者に対して,本人性や著 作権を証明する資料の提出や,侵害情報の特定などが求められている。

ところが、本判決は、出版社X1の従業員(雑誌編集長)からのファクシミリや電子メールによる削除要請のみで「発言者に照会するまでもなく速やかにこれを削除すべきであった」と結論付けている。原判決が、電子メールによる要請だけでは真正な著作権者による申告かも明らかではなく、具体的に著作物の内容を示したうえでどの部分が著作権侵害かを特定するものではなかったと指摘しているところであるから\*27, 当該削除要求は上記ガイドラインの要求を満たすものではなかったものと推察される。

また,本判決は,本件掲示板管理者Yが削除依頼は専用の「削除依頼板」 に記載すべきとの自主ルールを設定しており、Eによる削除要請がそれに従

<sup>\*26)</sup> そのような可能性を指摘するものとして、前掲・町村康貴172頁、前掲・森亮二41頁。

<sup>\*27)</sup> 原審判決はこのような指摘のもと本件掲示板管理者の責任を否定したものであるが、前掲・山本隆司35頁は、そのような証拠提出は非現実的と批判している。

っていなかった点について、「本件掲示板に何ら特別な関係を持たない控訴 人らに法的な効力を及ぼすことはできない」とも述べている。本判決の趣旨 を一般化すれば、「プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン」による 実務運用もまた否定されかねないとも言える。

しかし、一般には、Eが行った程度の削除要求で足りるとすることは問題であり、とりわけ掲示板管理者とは契約上の立場を異にするインターネット事業者においては、ガイドラインに沿った削除等の措置が妥当であると考える。

#### (2) インターネット事業者の説明責任

まず、インターネット事業者においては、契約者たる発信者との関係をみると、前述のとおり、削除要求があったとしてもそれを鵜呑みにせず、慎重に判断すべき保護義務、削除等の措置を行った場合にはその理由や経過等を説明すべき説明義務が認められる。そのような観点から本件Eによる削除要請の内容をみてみると、それに応じて削除を行ったことについて、発信者に対して十分な説明責任を果たすことは困難と考えられる。

そもそも直接的な権利侵害を行っていない者に対し、不法行為上の作為義務を発生させ、賠償責任を課そうというのであるから、著作権者としても、「被害者」としての地位に甘んじることなく、相応の働きかけや協力をすべきであろう。

確かに本判決が述べるとおり、ガイドラインのような自主ルールは、著作権者を法的に拘束するものではない。しかし、法的な拘束のない「特別な関係がない」間柄なのだとすれば、著作権者側がインターネット事業者に作為義務を課すべき特別な関係も本来はないはずなのである。しかもここには、表現の自由に関わる問題がある。インターネット事業者に作為義務を発生させるには、それに相応しい著作権者における積極的な行動として、ガイドラインが求める最低限の証明等は不可欠と考えるべきである。

# (3) 掲示板管理者への「説得」の必要性

また、掲示板管理者の場合においても、その多くが小規模な掲示板を運営

する個人であることを考えると、やはり本判決の結論は一般化できないもの がある。

不法行為上の作為義務が発生するには、前述のとおり、通常であれば通知を受けた者が権利侵害の実態を理解でき、違法情報の削除等の措置を行うのが当然と認められる状況に至ったことが必要と考えるべきである。そのためには、とくに相手が素人であるような場合には、証拠資料等を揃えたうえでの説得といった積極性が必要ではなかろうか。

そうした観点からみると、証拠資料の添付がない本件Eによる通知の程度で、一般に掲示板管理者の不法行為上の作為義務を認めることには疑問を抱かざるを得ない。

もっとも、著作権者等が掲示板管理者等に連絡を取ろうとしてもその手段がなかったり、管理者の不在その他の理由で連絡が取れないような場合には別に考える必要があるだろう。もともと、ここでの作為義務の有無は、掲示板管理者やインターネット事業者だけでなく、発信者や著作権者がどのような対応をしてきたかというプロセス全体の評価によって判断されるべきものである。著作権者等がたとえ働きかけをしたとしても、掲示板管理者において適切な対応が期待できないなど、働きかけが意味をもたない場合には、例外的に、著作権者側による積極的な行動を待たずとも作為義務が肯定される場合があり得ると考える。

その意味で私は、本件事案に即した判断としては、不法行為の成立もやむを得なかったと考えている。それは、次項で述べるとおり、本件事案の特殊性を考慮に入れてのことである。本件事案は、まさに掲示板管理者において適切な対応が期待できない事案ではなかったかと思われるのである。

#### 6 本件事案の特殊性

#### (1) 本判決への評価

ここで,本判決がとった結論への評価をまとめておきたいと思う。 私としては,本判決が本件事案に即した判断としては,差止請求と損害賠 償請求を認めた結論に賛成である。ただし、その判断枠組みは ISP のようなインターネット事業者には妥当しないし、また、小規模な掲示板の個人管理者にも妥当しないと考えている。本判決は、極めて特殊な掲示板における極めて特殊な判断として位置づけるべきであろう。

すなわち,これまでの検討を踏まえてみると,本件事案の特殊性と本判決 の意義については、以下のような点が指摘できるかと思う。

# (2) 本判決とインターネット事業者

まず第1に,発信者との契約関係をもたないという意味で,本件掲示板管理者Yの場合,インターネット事業者とは異なり,作為義務を肯定するにあたっての障害は小さいことが言える。その意味では,本判決が本件掲示板管理者Yの責任を認めた趣旨を,ISP などのインターネット事業者にまで拡大するべきではない。

したがって、前述のガイドラインに基づく削除要請に関する実務運用についても、本判決はこれまでの対応方法に見直しを迫るものとの見方もあるが\*<sup>28</sup>、基本的に改める必要はないものと考えるべきである。

賠償責任を恐れるあまり、ISP などが積極的な削除措置を行うようになれば、インターネットにおける表現の自由は大きく傷つけられることになりかねない。本判決に対する過剰反応は禁物である。

# (3) 本件掲示板「2ちゃんねる」の特殊性

第2に,本件掲示板の特殊性に鑑みれば,インターネット上の掲示板一般 に本判決の判断を一般化することもできないということである。

すなわち、本件掲示板は著名な「2ちゃんねる」という巨大掲示板であるが、そのスレッドの膨大さ、書き込み・アクセス件数の膨大さにおいて群を抜いている。また、本件掲示板管理者Yは、個人とはいえインターネット関連の事業に深く関与しており、全くの非事業者とは言えないし、全くの素人というわけではない。一般の個人が、ISP等からのサービス提供を受けて開設するような掲示板とは全くタイプが異なることが明らかである。

<sup>\*28)</sup> 前掲·森亮二35頁。

このような巨大掲示板においては、違法な書き込みが発生する頻度もまた 高いことが容易に予測されることから、常時監視義務はないとはいっても、 権利侵害事実の通告に対し、的確な対応がとれるような最低限の態勢が求め られていると言うべきである。

さて本件においては、出版社X1の雑誌編集長Eは、電子メール、ファクシミリで3度にわたる削除要請をしている。その内容が不十分なものであったにせよ、通常であれば通知を受けた者はその内容に関心をもち、何らかの返信を返したりするであろう。そして、そうしたやり取りの中で著作権侵害の証明などが補充されて行くはずである。しかし、本件掲示板管理者Yの返信には、そうしたコミュニケーションを交わそうという姿勢が見受けられない。X1側がそれ以上の著作権侵害の証明や働きかけをしなかったことにも合理的な理由があると言える。また、本件掲示板管理者Yが決して素人でないことを考慮に入れるならば、本件書き込み内容と雑誌編集長Eの通知内容だけで、著作権侵害の事実が発生していたことを認識し得たとする本判決の判断にも頷けるものがある。

こうしてみると、本件は、著作権侵害の事実を知らせる一応の通告があったことをもって、その内容や証明の程度にかかわらず、例外的に掲示板管理者の作為義務を認めて差し支えない事案ではなかったかと思う。

これまで何度か「例外」という言葉を使ってきたが、本件掲示板「2ちゃんねると」とは、まさに例外の典型例と言うべきであろう。

(4) 「プロバイダーの責任」に関するこれまでの判例

さて、これまでの「プロバイダーの責任」を巡る判例を大雑把に振り返ってみると、当初、パソコン通信における電子会議室で起きた名誉毀損事案に関するものが現れ\*29、その後、本件掲示板である「2ちゃんねる」に関す

<sup>\*29)</sup> 前掲・ニフティサーブ・現代フォーラム事件の第1審判決のほか、その控訴審判決である東京高等裁判所平成13年9月5日判決(判時1786号80頁,判タ1088号94頁)、ニフティサーブ・本と雑誌フォーラム事件における東京地方裁判所平成13年8月27日判決(判時1778号90頁,判タ1086号181号)。

る名誉毀損事案が続出するという経過を辿っている\*30)。

しかし、パソコン通信における電子会議室には、書き込みを行った者も権利侵害を受けた者も、同じ通信事業者の契約者として、同じ約款の規律を受けるという法律関係が存在した。しかし、今日では、そのような法律関係が前提となるサービス形態は例外的と言える\*³¹¹。また、本件で検討したように、掲示板「2ちゃんねる」は極めて例外的な存在であって、他の小規模な掲示板とは同列に論じることのできない問題を含んでいる。

このように振り返ってみると、私たちは、例外的なモデルに起きた事件を素材に「プロバイダーの責任」を論じてきたことがわかるはずである。そこで本稿では、意識的に冒頭で述べた2つの一般的なモデルを想定し、議論を進めてみた。そうすることで、事案の特殊性から来る問題に、一般論が引きずられないよう配慮したつもりである。

いずれにせよ今後は、パソコン通信や「2ちゃんねる」といった例外的な モデルによらず、もっと一般的な紛争モデルを想定し、それを正面から分析 することで「プロバイダーの責任」の内容を明らかにして行く作業が必要と 考える。

以上

<sup>\*30) 2</sup> ちゃんねる・動物病院事件についての東京地方裁判所平成14年6月26日(判時1810号78号,判タ1110号92頁),東京高等裁判所平成14年12月25日判決(判時186号52号)など。また、プロバイダー責任制限法4条1項に基づく開示請求に関するものとして、2 ちゃんねる・眼科医事件についての東京地方裁判所平成15年3月31日判決(判時1817号84頁,金融商事1168号8頁)。

<sup>\*31)</sup> ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) への参加者が近年急増しているところであるが、サービスを提供する通信事業者の責任を論じる場合には、パソコン通信の場合と同様、一応の契約関係を前提に考える必要があるかもしれない。今後の検討を要する問題である。